

## 調 査 書

(商号)

有限会社 ○○○○ の定款をもって取締役定められたので、有限会社法12条ノ3の規定に基づいて調査したところ、その結果は次のとおりであり、法令もしくは定款に違反し、または不当な事項は認められませんでした。

### 調 査 事 項

- 1 当社の設立に際しての出資のうち、現物出資によるものを除く○○口につき、平成○○年○月○日までに、その出資額 ○○万円 の払い込みがあったことは、  
株式会社 ○○銀行 ○○支店  
の預金通帳の写しにより認めることができる。
- 2 社員 ○○ ○○ の現物出資 (○○口) については、次のとおり認める。
  - ① 現物出資の目的たる財産の給付のあったことは、  
平成○○年○月○日付別紙財産引継書により認めることができる。
  - ② 本現物出資は、有限会社法12条第2項に該当し、現物出資の目的たる財産につき定款に定めた価格は相当であると認める。

なお、会社設立後に譲り受けることを約した財産、会社の負担に帰すべき設立費用などの定めはない。

以上、有限会社法の規定にしたがい調査しました。

平成○○年○○月○○日

(商号) 有限会社 ○○○○  
取締役 ○○ ○○ 印